

東京都政策課題対応型商店街事業 (新型コロナウイルス感染症緊急対策型)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ソーシャルディスタンスの確保など、商店街の3密（密集、密室、密接）状態の回避につながる商店街の取組を支援いたします。

補助対象事業

感染症対策	① 感染拡大防止に係る取組の周知に要する経費	【主な補助対象経費】 ◆ チラシ・ポスター、フラッグ、看板、横断幕等 その他広報物の作成経費 ◆ 上記広報物の掲出に係る経費 ◆ HP 更新に係る経費
	② 感染拡大防止に係る巡回等に要する経費	【主な補助対象経費】 ◆ 商店街を見回る巡回員、アルバイト等の人件費
	③ 事業実施に直接必要な備品購入費	【主な補助対象経費】 ◆ 注意喚起を呼びかける拡声器等の購入経費 ◆ 感染防止のためのビニールカーテン等の購入経費 ◆ ソーシャルディスタンス確保のためのカラーコーン等の購入経費 ◆ 巡回活動用のビブス・ベスト等の作成経費
	④ その他諸経費	【主な補助対象経費】 ◆ 上記経費に付随する経費

補助対象者	都内商店街（加盟店舗数が100店舗以上） ※隣接した2つの商店街で合わせて100店舗以上になる場合も対象
補助率	補助対象経費の10分の9以内（補助限度額は300万円）
補助対象期間	令和2年4月24日（金）から9月30日（水）まで ※状況により、対象期間が短くなる場合があります。

申請受付

申請書類及び関係書類を次の宛先に郵送。6月15日（月曜日）消印有効
なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

【受付期間】 令和2年5月1日（金曜日）から6月15日（月曜日）まで

（宛先）〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎20階北側
東京都産業労働局商工部地域産業振興課

※募集要領及び申請書類・様式については下記ホームページに順次掲載いたします。

東京都産業労働局のホームページ（魅力ある商店街づくりに関すること）

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/shoko/chiiki/miryoku/>

《問い合わせ先》
東京都産業労働局商工部地域産業振興課
電話 03-5320-4787（直）



いのちを守る
STAY HOME週間
STAY HOME, SAVE LIVES

4/25~5/6